

# 豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 29 年 12 月 11 日 14 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について



議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 下限面積(別段の面積)の設定について



4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数	12名
出席	11名
欠席	1名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	欠	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸  
係長 湯越 恵子  
仲野 彰信

## 開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成29年12月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は5番山崎廣美委員と6番内藤憲士委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は11件でございます。10件は所有権移転、1件は利用権設定に関するものです。

「議案第1号、通り番1から11を、議案書をもとに朗読」全11件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

5番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は角田北部圃場整備地区で海岸線に隣接する場所にあります。譲受人 [REDACTED] が自分の農地へ行く道が無い為、隣接する譲渡人 [REDACTED] の農地を購入するものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

7番委員発言 通り番2について説明いたします。

通り番2について、譲渡人 [REDACTED] は耕作管理が出来ないとのことで、譲受人 [REDACTED] が購入するものです。場所は、川内の内尾集落の山田の谷にある農地です。 [REDACTED] がこの付近の山林にくぬぎの木を植林し、しいたけを栽培しています。今回この農地を購入して、くぬぎの木を植林をするものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

7番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3について、譲受人 [ ] は以前兄と共同で農業を行っていました。 [ ] は新規就農をするため自宅近くの譲渡人 [ ] の農地を使用貸借するものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

7番委員発言 通り番4について説明いたします。

通り番4について、譲渡人 [ ] は耕作管理が出来ないとのことで、譲受人 [ ] が周辺の農地を購入するものです。場所は道の駅おこしかけ付近の少し窪んだ農地です。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

6番委員発言 通り番5について説明いたします。

通り番5について、譲渡人 [ ] が老人ホームに入居し、耕作管理が出来ないため譲受人である [ ] に贈与することです。場所は三毛門、恒富、久松にある5筆の農地です。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番6について、地元委員の説明をお願いします。

通り番6

3番委員発言 通り番6について説明いたします。

通り番6について、譲渡人 [ ] が耕作管理が出来ないとのことで付近に居住している譲受人 [ ] へ贈与するものです。

場所は高田の六郎池の横の農地です。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番7について、地元委員の説明をお願いします。

通り番7

3番委員発言 通り番7について説明いたします。

通り番7について、譲渡人 [REDACTED] の農地を購入し [REDACTED] が、豊前病院が行う事業の為に取得するものです。場所は豊前病院の前の農地です。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番7について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

5番委員 病院が行う事業は何ですか。

事務局 施設入所者の作業療法として行います。

5番委員 わかりました。

議長 他に何かございませんか。無いようでございますので、通り番8について、地元委員の説明をお願いします。

通り番8

10番委員発言 通り番8について説明いたします。

通り番8について、譲渡人 [REDACTED] は [REDACTED] 在住で、耕作管理が出来ないとのことで譲受人 [REDACTED] が農地を購入するものです。場所は平成農園より東側150m付近の農地であります。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番8について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番9について、地元委員の説明をお願いします。

通り番9

10番委員発言 通り番9について説明いたします。

通り番9について、譲渡人 [REDACTED] は耕作管理が出来ないとのことで譲受人の [REDACTED] が購入するものです。場所は市道荒堀下河

内線沿いで国道より500m南に上った農地です。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番9について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番10について、地元委員の説明をお願いします。

通り番10、11

2番委員発言 通り番10および11について説明いたします。

通り番10について、譲渡人[ ]は耕作管理が出来ない為、譲受人[ ]に贈与するものです。場所は[ ]の自宅に隣接した農地です。

通り番11について、譲渡人[ ]は[ ]で耕作管理は[ ]をお願いしていました。[ ]より耕作管理が出来ないとのことで、今回譲受人[ ]が購入することになりました。[ ]は営農組合の会計を担当していて、農地購入後の耕作管理は営農組合が行うとのことです。

以上2件は特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番10および11について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から11は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことです。議案第1号、許可申請通り番1から11について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件でございます。  
「議案第2号、許可申請の通り番1から5を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

5番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、譲受人[ ]が譲渡人[ ]の父で

ある[ ]から家を購入しました。しかし駐車場が手狭なため隣接する[ ]の農地を購入するものです。場所は豊前市と築上町の境にあります。特に問題もなく、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

12番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。通り番2について、場所は大村小学校の南側の農地です。貸付人[ ]と借受人[ ]は親子関係にあります。今回この農地を使用貸借し自己住宅を新築します。排水は合併浄化槽を使用し水利の承諾も得ています。特に問題もなく、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

11番委員発言 許可申請の通り番3について説明いたします。通り番3について、譲渡人[ ]の農地を譲受人[ ]が購入し、保護者及び職員の駐車場を新設するものです。場所は豊前幼稚園の前の道を挟んだ農地です。都市計画用途地域内ですので特段問題ないものと思われれます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第3号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

6番委員発言 許可申請の通り番4について説明いたします。通り番4について、既存の進入路が狭いため譲渡人[ ]の農地を孫で譲受人の[ ]が購入するものです。場所は市丸の消防小屋付近の農地です。水利関係の承諾も添付されていますので特に問題ないと思われれます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

10番委員発言 許可申請の通り番5について説明いたします。

通り番5について、譲渡人■■■■の農地を譲受人■■■■が購入するものです。場所は明屋書店より北側の農地です。■■■■の所有するダンスホールの1階は駐車場として利用していますが、駐車場を事務所にするとのこと。このため、隣接農地を購入し駐車場として利用するものです。水利関係の承諾も添付されていますので特に問題ないと思われま。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号については原案とお可決し県に進達いたします。

議長 議案第3号 下限面積（別段の面積）の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 下限面積（別段の面積）の設定について説明いたします。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるとされています。

今回豊前市の空き家バンクに登録された空き家に付随する農地で農業委員会が指定した農地については平成30年1月1日以降、下限面積を1アール（付随した農地の面積が1アール未満の場合はその面積）を下限面積として提案いたします。

事務の手續きとしましては、空き家バンクに登録後農地の指定申請書を提出。農業委員会総会で適当な農地かを判断後、空き家バンク担当部署へ連絡をします。農地所有者と買い手で農地法3条許可申請書を申請書をつけて提出し総会で審議します。

また許可を受ける時の判断として、農地の全ての有効利用と周辺の農地利用に影響を与えないことを要件とします。

理由としましては、豊前市への移住を検討される方による新規就農を促進し、遊休農地の解消と周辺の地域における農地の保全及び有効利用を図るものです。



議長 事務局から説明がありましたが、何か意見・質問はございませんか。

9番委員発言 農地については空き家バンクに登録されているものだけで  
すか。

事務局 そのとおりです。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の  
下限面積（別段の面積）の設定について、原案通り可決いたし  
ます。


議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしました  
ので、これをもって12月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言  
14時30分閉会を宣言する。


上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここ  
に署名する。

平成 29 年 12 月 26 日

議 長

松本克己 

5番委員

山崎廣美 

6番委員

内藤憲 